

# 女性刑務官募集案内

Josei Keimukan Recruit Pamphlet



冷静に、熱く。

# *Cool & Warm*



## ■刑務官になったきっかけは？

**司会** 私は中学生から剣道やっていて、刑務所の道場で剣道を教えてもらっていました。たくさん剣道の練習ができるって聞いて刑務官になりました。

**A** 市の広報誌に採用試験の情報が載っていて、主人に話をしたら、知り合いの奥さんも刑務官でした。それで受けてみようかなと思って受けたのがきっかけです。その当時の年齢が29歳で、受けられる最後のチャンスでした。

**C** 私は最初、警察官になりたいと考えていました。それが、身長制限があって受けられなくて…。似た職業を探そうと思って刑務官になりました。家族が保育士の一家のなか刑務官になりたいと言ったら、大反対でしたが、くやしくて押し切って受験しました。今は、応援してもらっています。

**B** 大学まで剣道をやっていたので、武道選考で受けましたが、当初採用がありませんでした。しかし、その後欠員が生じたらしく、どうですかという話があり、採用となりました。

**司会** みんなそれぞれ、違うきっかけで刑務官になってきたことがわかりました。今まで刑務官をやっけてられて、それぞれ違うやりがいをお持ちだと思います。私は、一筋縄ではいかない処遇の難しさのなか、工夫や働きかけでうまく処遇をできたときにやりがいを感じました。

**C** 私は、今はまだ、やりがいというほどのものは見つけられていません。しかし、被収容者に対し指導したことが、きちんと伝わっているときにはおもしろみを感じますね。

**司会** そういう小さなことが、やりがいに繋がっていくんだと思いますよ。

**A** 私は今、総務系の仕事をしていますが、報告事項を上司や上級官庁に報告して、うまくいったらうれしいですね。

**司会** 日々、情報収集などをしないと、なかなか完璧な仕事はできないですよ。根気のある仕事ですね。

**A** 見学の対応などにも、おもしろさを感じます。一般の方からの質問の対応や、初めて刑務所を見られる方の対応は、刑務所の印象になるので気を遣います。

**司会** 刑務所は、良い印象を余り待たれてい



# 女性刑務官による座談会

## ■刑務官に求められる資質とは？

**司会** 刑務官の仕事について、まず、きつと感じることから伺いましょうか。

**B** きつと感じることはよくあります。上司から指導され、被収容者も指示に従ってくれなかったりと。ただセンスがある先輩の処遇を見て、まねをしながら身に付けるようにしています。

**C** 私もきついことは多くあります。仕事中は気を張っていることが多いです。なので、休みの日には実家に帰って気分転換するよう心掛けています。

**司会** ときどき家に帰ってリフレッシュしないといけませんね。そのうち慣れてくるものだと思いますけどね。

**A** 処遇部門の皆さんに比べれば、きつというところは少ないかもしれません。ただ子供のことを家族に任せている部分があることが、少し気になりますね。家族の協力がありがたいです。

**司会** 家庭の中での立場も重要ですよ。気を遣うことが多く大変じゃないですか。



ませんでしょうか、大変ですよ。

**B** 現在、刑務所に入ってきたばかりの人たちを相手にして仕事をしていますが、いろんな人が入ってきます。新入時の最初の指導は、その人に応じたものでなければなりません。試行錯誤して指導した結果が、後日、他の工場等で見られると、間違っていないかんだとか、大丈夫かなとか、いろんなことを考えます。

**司会** 20歳で入ってくる人、80歳で入ってくる人、知的障害を持っている人など、いろいろな人の対応をしなければならぬと思いますが、どのようなことに気を付けていますか。

**B** 初めて会う人との関わりなので、思いやりを持っていないとかならないと思います。同じ土俵に立つなといわれていますが、相手を思いやることで、伝わることもあるのだと感じています。

**司会** 人間対人間であり、立場が違うものの、毅然とした態度で、ぬくもりを持たないと処遇は難しいですよ。それを感じていることは、すばらしいと思います。

※工場 … 受刑者が日中、刑務作業を行う場所を工場と言います。  
 ※処遇部門 … 被収容者の処遇、施設の警備等を担当する部署。



**A** そこまで気は遣っていませんし、楽しくやっています。

**司会** なるほど。それでは、刑務官に求められる資質に、責任感の強さというのがあると思いますが、責任を感じることはありますか。

**B** それはありますね。被収容者の命を預かっていると感じます。朝全員が起きてくるとほっとします。

**司会** そうですよ。逃走、火災、自殺が三重大事と言われているので、朝の点検で全員が揃っているとほっとしますね。

**C** 本当に感じます。夜勤になると、一人でたくさんの方の被収容者を見ることとなりますし、自殺企図など本当に気を付けられないといけないと思います。

**A** 私も同じ経験があります。他にも、物品の検査とかでも、持ち込まれてはならないものを持ち込ませないようにする検査など、自分の責任を感じます。

**司会** 覚せい剤の持ち込みなどの事案もありますから、新入時の検査の責任はとても大きいことだと思います。

## ■女性刑務官だからこそできること

**司会** 女性刑務官だからこそできることってなんでしょう。

**C** 被収容者の方は私より絶対年上なので、なかなか自分のできることというのは、今は思いつかないですね。

**B** 厳しさと思いやりのバランスですかね。

**A** ちょっとした変化に気付くことができることだと思います。その変化をつかんで、いろいろな対応ができるのだと思います。男性も一緒かもしれませんが。

**司会** そういうところは、女性刑務官ならではでしょうね。後は出産に立会うことができることでしょうか。所内で出産する被収容者もいますからね。男性にはありません。先日、所内であった事案ですが、出産直前の被収容者がトイレに行ったとき、子供の頭が出ちゃったことがあって、さっと職員が子供の頭を支えたということがありました。赤ちゃんが大事だと思い、すぐに手を出したそうです。このようなことは女性刑務官だからこそでしょう。



**A**

平成15年拝命で庶務課勤務。子供が二人。育児休業も取得しており、勤務箇所等も面倒を見てもらっていると感じている。



**B**

平成17年拝命で処遇部門勤務。刑務官と結婚。育児休業取得後、施設の配慮もあり、配偶者の転勤に合わせて、希望していた元勤務地で早期復帰することができた。



**C**

平成26年拝命で処遇部門勤務。高卒直採用でバイト経験もなく、一人暮らしのやり方も分からず、何もできない自分が悔しくて泣いたり、やめたいと考えることもあったが、今も迷いながら何とか頑張っている。



**司会**

笠松刑務所処遇部長。勤続34年目で転勤11回。男子施設、少年院も経験。

## ■「刑務官」を広報するために

**司会** これからの刑務官募集に役立つことは何だと思いますか。

**C** 刑務官を知っている人が少ないことが問題じゃないかと思っています。まず、みんなに知ってもらうことが大事だと思います。

**司会** どのようなアプローチをすべきだと感じますか。

**C** 高校への広報などが必要だと思います。

**司会** 高卒の人は、まさらで入ってくるから、吸収力は一番だと思いますよ。

**A** 介護関係の能力や語学力がほしいですね。そういった方面にアプローチしてみるのも良いのではないのでしょうか。

**司会** 高齢化が進んでいますからね、介護は今後もっと必要となっていくのでしょうか。刑務所は社会の縮図とも言われています。東京オリンピックの関係でも語学力も必要性が高まるかもしれませんね。人が増えれば、入ってくる人も増えるかもしれませんから。

## ■母として、刑務官として

**司会** 最後に、母をやりながらの刑務官はどうですか。

**B** 犠牲はあるかもしれませんが、仕事を一生懸命する母親をみて、感じてもらえることがあると思います。

**A** 育児休業など取れるのだろうかと思っていましたが、色々な制度があり、また、そのような制度が充実してきています。最近は結婚や出産でやめる人も減ってきていると思います。出産や育児の悩みも、同じような悩みを抱えるひとが周りにいるので、すごくやりやすくなってきていると思います。

**司会** ありがとうございます。最後に言っておきたいことはありますか。

**B** もっと夫婦と一緒に勤務する人が増えるようになれば良いと思います。

**司会** 同感です。ありがとうございました。



# 職種紹介

## 先輩からのメッセージ

01

### 夜勤部長

夜間勤務職員のリーダーです！



私は、現在、夜勤部長として勤務しています。刑務官となり、5年が経過しました。今日までを振り返ると、いち夜勤班員として勤務していた頃の私は、数え切れない程の失敗を繰り返し、その度に、当時の夜勤部長や先輩方に様々な場面で手を差し伸べていただいたことを思い出します。そんな先輩方のおかげで刑務官としての今の私があり、立場が変わり夜勤部長となった今、拝命当時のことを振り返りながら、刑務官としてあるべき姿を後輩に見せられるよう日々努力をしているところです。

私は大学を卒業後、民間企業で数年間勤務した後には拝命しました。刑務官の仕事は、民間企業に勤務していた頃より勤務時間も長く、それまで従事していた職種と全く異なっていたことから、全てのことに戸惑い、悩み、正直、辞めたいと思う毎日でした。しかし、そんな時、上司や先輩がさりげなく掛けてくれる言葉や、オフの日には気分転換と一緒に出かけたりと、様々な人達の支えがあり、乗り越えることができました。

刑務官という職業は、ゴールがなく、また、正解のあるものでもありません。その時々で変化する状況に対応するため、ある種の繊細さも必要な職種ですが、そこにこそ、難しさと面白さがあると私は感じています。

また、結婚し子育てをしながら勤務をしている同僚も沢山います。母親であるからこそ現場で生きる力もあり、それは女性がこの職業で活躍する醍醐味の一つではないかと思っています。

#### ある1日のスケジュール

- 8:00 ● 出勤
- 8:30 ● 職員点検  
面会勤務・巡回・各書類等の作成
- 12:00 ● 昼食
- 13:00 ● 面会勤務・巡回・各書類等の作成
- 16:45 ● 受刑者の還室立会  
及び居室棟の人員点検
- 17:00 ● 居室棟巡回等
- 18:00 ● 夕食
- 1:30 ● 仮眠
- 6:00 ● 起床  
居室棟巡回等
- 6:50 ● 居室棟の人員点検
- 7:40 ● 受刑者の出室立会等
- 8:30 ● 退庁



経歴

- 平成17年 大学卒業（体育学部）
- 平成17年 民間企業（営業事務）
- 平成22年 札幌刑務支所処遇部門  
看守採用
- 平成23年 任用研修課程中等科修了
- 平成24年 看守部長昇進  
職業訓練担当
- 平成25年 工場担当
- 平成26年 夜勤部長（現職）

02

### 工場担当

受刑者の指導・監督を行います。



私が採用され、現在、勤務している福島刑務支所は、収容定員500名の東北地方で唯一の女子受刑者を収容する刑事施設です。

私は採用後、処遇部門という直接受刑者の指導に当たる部門で、昼夜間勤務を経た後、昇任のための中等科研修入所試験に合格し、その研修を修了し、現在は初級幹部職員として、また、工場担当として、受刑者の生活指導を含めた各種指導・監督を行なっています。

工場担当となれば、受持ちの受刑者に対する責任も非常に重く、緊張感を持って勤務に当たらなければならない、自分自身を律して指導に当たる必要があることから、強い精神力が求められます。常にぶれない心と正しい言動で、公平・公正を心掛けて指導に当たるようにしています。

規則正しい生活を送らせていく中、作業や教育的な働き掛けを行うことで、苦労の中に本当に少しずつではありますが、受刑者の意識の変化を感じる瞬間があり、やりがいを実感できます。また、女性刑務官として細かいところにまで目を配り、女子受刑者の抱える問題に耳を傾けてケアをする、という役割も必要であると考えています。

さらに今後は、増加の一途をたどる高齢受刑者や精神疾患を抱えた受刑者に対する専門的な知識や処遇方法を学び、職務に生かしていきたいと思っています。

#### ある1日のスケジュール

- 7:00 ● 出勤 夜間の事案等を確認
- 7:20 ● 職員点検後勤務配置へ
- 7:40 ● 受刑者の出室立会後工場で  
担当勤務
- 12:00 ● 昼食
- 12:30 ● 工場担当勤務
- 14:00 ● 受刑者の入浴立会
- 16:40 ● 受刑者の還室後居室棟で巡回等
- 17:00 ● 1日の報告や夜勤者への  
引き継ぎ等
- 17:30 ● 退庁



経歴

- 平成21年 大学卒業（人文学部）
- 平成21年 地方公共団体臨時職員
- 平成22年 福島刑務支所  
処遇部門 看守採用
- 平成23年 任用研修課程中等科修了
- 平成24年 看守部長昇進  
工場担当（現職）

03

### 訟務担当



経歴

- 平成24年 専門学校卒業
- 平成24年 栃木刑務支所処遇部処遇部門  
看守採用
- 平成26年 訟務担当（現職）

私は、現在、訟務担当として勤務しています。訟務担当とは、被収容者からの不服申立ての処理を行う仕事です。具体的には、被収容者から訴えのあった不服申立ての内容について、その訴えの根拠にある事実関係を詳細に調査し、その事実が法令上適当かどうかを基準に判断し対処するものです。被収容者からの訴えは、刑事施設内における生活環境や自己の処遇等に関する身近な内容がほとんどですが、訴えのあった不服申立ては、被収容者からの「生の声」として誠実に処理するよう心掛けています。

不服申立ての処理を行うに当たって特に必要なものは、関係法令の知識と処遇現場の職員から情報を正しくつかみ取るコミュニケーション能力だと思っています。そのため、日々の勉強は欠かせませんし、処遇現場の職員との信頼関係を大切にすることも欠かせません。正直、時々行き詰まりを感じることはありますが、その都度、上司や先輩・同期の仲間に相談し、解決策を見出して、乗り越えています。これは、刑務官になったばかりの頃、失敗ばかりで辛い時期があり、そのときに上司や先輩・同期の仲間の支えにより乗り越えてきた経験が役立っていると思っています。

女性刑務官は、採用後3年未満の離職率が高く、決して楽な仕事ではないですが、最近は結婚や出産後も仕事を続ける人も多くなっています。勤務経験も長く、人生経験も多い女性刑務官が増えれば、妊婦や摂食障害、高齢者対応等、様々な配慮が必要となる被収容者に対する処遇力も更に向上することは間違いないと、今後も、更に女性が生涯にわたって働き続けられる職場環境となり、それこそが女性が一層活躍し続けられる職場であってほしいです。



#### ある1日のスケジュール

- 6:50 ● 出勤
- 7:20 ● 朝礼後、朝配置箇所での  
処遇現場勤務
- 8:30 ● 業務に関する資料収集及び  
回報文書等の作成等
- 12:00 ● 被収容者の昼食立会
- 13:00 ● 昼食
- 13:30 ● 業務に係る資料収集及び  
回報文書等の作成等
- 15:00 ● 当日、被収容者から申出の  
あった苦情の申出等の処理  
（受付、データ入力、視察表等の作成、  
申出者への交付物処理等）
- 17:00 ● 夜勤者への引継ぎ
- 17:30 ● 退庁

04

## 処遇事務係



経歴  
平成22年 大学卒業(法学部)  
平成22年 和歌山刑務所処遇部

処遇部門 看守採用

平成22年 昼夜間勤務

平成26年 処遇事務係(現職)

私は、平成22年4月1日付で刑務官として和歌山刑務所に拝命し、今年で5年になります。拝命後は、昼夜間勤務、書信係(手紙の検査を担当)を経て、平成26年5月から現在の処遇事務係をしています。

処遇事務係は、事務所内の書類の管理を始め、書類の裁決の段取り、処遇部門内の物品管理等、他の業務にあてはまらない様々な種類の仕事が全て処遇事務の業務となります。その中でも1番重要視しているのが、毎日入所する被収容者が所持している荷物の検査です。被収容者が入所した際には、最初の荷物検査を処遇事務係が行うのですが、当所で使用できるものかどうか、所持してきた物が改造されたり、不正に所持している物ではないか等見極める必要があります、とても神経を使う業務です。もし不正な物等がこの荷物検査で見えられず、所内に持ち込まれたら大事故になることもあります。この業務を限られた時間で確実にこなしていく事で、様々な業務も迅速かつ的確にこなす力が身に付いてきているのではないかと実感しています。

拝命して5年、これまで多くの業務を経験してきました。その経験の中で失敗などもありましたが、上司や先輩方から助言をもらい、同期からは励ましの言葉をもらい、その度に、次こそは同じ失敗を繰り返さないようにと気が引き締まります。刑務官は団結力が最も必要であり、重要です。1人では対応できない業務も団結力があると、迅速に対応することができ、それこそが刑務官の魅力だと思います。



## ある1日のスケジュール

- 7:15 ● 出勤
- 7:20 ● 職員点検後出立立会
- 7:30 ● 工事交代
- 8:30 ● 荷物検査等
- 13:00 ● 昼食
- 13:30 ● 配室補助等
- 16:20 ● 受刑者の還室立会
- 16:50 ● 受刑者点検
- 17:30 ● 退庁

05

## 保護係



私は、企画部門において保護係をしています。

仮釈放は、懲役又は禁固の刑の執行のため刑務所等に収容されている受刑者を、その刑の満了前に仮に釈放するという制度です。仮釈放となる前には、保護観察期間中の引受人や帰宅予定地についての生活環境調整が行われますが、その調整に係る手続や面接を行ったり、罪を犯した人が施設内での処遇を終え、出所する際、釈放後の保護に関して必要な事項を調査したりしています。

刑務官として採用されたのは、地元から離れた栃木刑務所です。社会人としての常識もないままの勤務であり、初めて耳にする用語や社会から隔離された職場の雰囲気にも萎縮することも多々ありました。「制服の重みを知れ」との所長訓示により、制服を身に付けている以上、組織の一員として、国民全体の奉仕者として、職務を遂行しなければいけないという責任の重さを感じ、常に緊張感と危機感を持った状態で、はたして一生の仕事としてやっつけられるのかという不安は常にありました。

先輩たちのきめ細やかな処遇と団結して施設運営を行う姿を見て、尊敬の念を感じました。華やかではありませんが、誰もが熱く真面目で誠実で一生懸命に職務を遂行しています。刑務所内での職務は、被収容者と職員という立場で、被収容者の改善更生のために人間同士で向き合っており、心身共に楽な仕事ではありません。しかし、自分が組織の一員で良かったと感じる場面は多くあります。家庭においては、小学生の息子と共に生活しており、育児休業を取得したのち、勤務箇所にも配慮していただきながら勤務を続けることができています。

## ある1日のスケジュール

- 8:00 ● 出勤し1日の予定の確認
- 8:30 ● 点検後、保護関係書類の整理及び発送に関する事務処理
- 12:15 ● 昼食
- 13:00 ● 出所時保護に係る指導及び面接
- 17:00 ● 翌勤務日の予定の確認
- 17:30 ● 退庁

経歴

- 平成 7年 高校卒業
- 平成 8年 公務員専門学校卒業
- 平成 8年 栃木刑務所処遇部  
処遇部門 看守採用
- 平成14年 総務部用度課食糧係
- 平成16年 処遇部処遇部門  
(平成17年育児休業取得)
- 平成21年 籠刑務所処遇部企画部門  
保護係(現職)



06

## 会計課



一般の人に職業を聞かれて刑務官と答えるとよく言われるのが「怖い。」という言葉でした。私は怖いと言われるのが嫌で最初は隠していたこともあります。しかし、勤務していくうちに考えは変わっていきました。

採用されてからは、初等科という研修があり、そこで刑務官の基礎を学びます。そして、現場に出て実践で学んでいくようになります。実践ではなかなかマニュアル通りにはいきませんが、必ず職場の人は助けてくれますし、聞くこともできます。失敗することも多々ありましたが、家族のように温かい存在の仲間を支えられてこの仕事を続けることができました。

そのような中、子供を3人産んで、それぞれ育児休業を取得しました。子供としっかり関われる何事にも代えがたいかけがえのない時間を過ごすことができました。復帰した時は仕事についていくのは大変でしたが、職場の人には「お帰り。」と言ってもらって嬉しかったこともあります。守るべき自分の家族ができて、さらに仕事を頑張らないといけないとも思うようになりました。

刑務官という仕事は、時に指導者であり、時に母であり、時に相談者でありときまじまな面を持ちます。

怖いイメージがあるかもしれませんがまずは一歩飛び込んでみてください。素敵な仲間との出会いが待っていますよ。

## ある1日のスケジュール

- 7:45 ● 釈放手続(仮釈放のある時)
- 8:20 ● 職員点検
- 8:30 ● ミーティング
- 8:45 ● 会計課業務
- 12:15 ● 休憩
- 13:00 ● 会計課業務
- 16:00 ● 集計等事務
- 17:00 ● 退庁

経歴

- 平成11年 大学卒業(経済情報学部)
- 平成11年 岩国刑務所処遇部処遇部門  
看守採用
- 平成18年 育児休業(平成19年復職)
- 平成19年 育児休業(平成21年復職)
- 平成23年 育児休業(平成25年復職)
- 平成27年 総務部会計課(現職)



# 柔道部

自分自身の向上のために努力し続けること



## 経歴

平成22年 大学卒業（体育学部）  
 平成22年 民間企業（経理事務）  
 平成25年 笠松刑務所処遇部  
 処遇部門 看守採用  
 昼夜間勤務（現職）

私は、平成25年3月に笠松刑務所処遇部処遇部門に採用され、現在昼夜間勤務として昼間は各工場で交代勤務をし、夜間は各居室棟で勤務しています。

前職では、警備会社に3年間勤めていました。警備会社といっても私の仕事は事務職で1日中座ってパソコンと向き合っていることが多く、動くことが好きな私には、「この仕事は私にあっていいのか？」と考えさせられることが、よくありました。そんなときに、柔道の練習で通っていた道場の後輩が刑務官になると聞いて初めて刑務官という仕事を知ったのが、この仕事に就こうと思ったきっかけです。

この仕事に就いて、人間が本気で暴れたり、自分自身を傷つけようとする姿を見て、初めは驚いたり、戸惑ったりしましたが、武道訓練で護身術を習い対処の仕方を学んだり、制圧訓練で制圧のポイントを学んだりすると、戸惑いはなくなり落ち着いて対処できるようになりました。

笠松刑務所には柔道部もあり、部員も20名前後います。仕事が終わったあと道場で1時間程練習も行っており、他の刑務所に出稽古に行ったり、合同練習会などにも参加して汗を流しています。試合も刑務官の大会や全日本選手権、国民体育大会などにも積極的に参加しています。

刑務官という仕事は、華やかな仕事ではないし、辛くしんどいこともたくさんありますが、社会のために必要な仕事であり誇りを持ってできる仕事だと思います。今までやってきた武道を生かせる場でもあるので、ぜひ一緒に働きながら柔道しませんか？後輩ができることを楽しみにしています。



## ある1日のスケジュール

- 8:20 ● 職員点検（被収容者の動静引継等）
- 9:00 ● 各工場の交代勤務や被収容者の運動・入浴等の立会
- 12:30 ● 昼食
- 13:00 ● 工場交代勤務
- 16:45 ● 被収容者の選室立会
- 17:00 ● 武道場へ移動
- 17:30 ● 武道訓練開始
- 19:00 ● 武道訓練終了（退庁）

# 武道訓練



## ある1日のスケジュール

- 8:00 ● 出勤し夜間の事案等を確認
- 8:30 ● 職員点検後、工場交代勤務
- 13:00 ● 昼食
- 13:30 ● 工場交代勤務
- 17:00 ● 武道場へ移動
- 17:30 ● 武道訓練開始
- 19:00 ● 武道訓練終了（退庁）

今、様々な犯罪を犯す人が増えているため、そういう人達が立ち直り、社会復帰できるために、少しでも役に立つ仕事がしたいと思い、刑務官になりました。

刑務官の仕事は、信念を持ち、厳正に、きざんとした態度で行わなければならない。職務に関する何であっても、技術を磨き続けることが、冷静な対処や安定感のある勤務姿勢に結びつくと思っています。

人は、本能的に危険や恐怖を避けようとします。刑務官の仕事は、危険な事故や突発的な事案が起きても、逃げることも見て見ぬふりをすることもできません。そこで、柔道・剣道等武道を訓練することによって胆力を養成し、平素から何事によらず油断なく注意を払い、隙のない心構えを養っておくことが大切です。いかなる危機場面でも、平素と変わらない気持ちで相手に対することができれば、習得した技術をいかに発揮することができ、平常心を持って、対処することが職務遂行につながっていくと思います。

毎日、一日の仕事が無事終わってから鍛錬場へ行き、稽古をします。心身ともにひどく疲労している日もありますが、どんな日も稽古を積むことで、技術や精神面が鍛えられ、実際に気持ちもすっきりして、身体も軽く感じます。

管内の大会や全国矯正職員武道大会の他、矯正以外の各種大会にも積極的に出場しています。日頃の稽古を積み重ねて、自己の鍛錬に努めています。

剣道の魅力だけに終わらず、礼儀と節度を尊重し、誠意を尽くして、自分自身の向上のために努力し続けること、忍耐に忍耐を重ねる稽古だからこそ、その努力は、いろんな良い結果となって表れてきます。そして、それが喜びとなり、さらに自分を高め、次の困難に挑戦していける力となると思います。仲間のありがたさや、協力して取り組むことの大切さを感じられ、自分が社会の中の一員である実感ができます。これからも、剣道を通じて毎日を充実させていきたいと思っています。



## 経歴

平成14年 高校卒業  
 平成14年 警察官  
 平成25年 笠松刑務所処遇部  
 処遇部門 看守採用  
 昼夜間勤務（現職）



初めの戸惑いは、武道訓練で解消され、落ち着いた対処が可能になる。

# 剣道部

# キャリアステップ

## 研修・昇進

採用後に矯正研修所支所及び採用庁で初等科研修を行います。講義は研修所専任のベテラン教官や大学教授が担当します。

刑務官の階級は、看守、看守部長、副看守長、看守長等となっており、中等科・高等科等の研修に競争試験で入所することにより、実力次第で上位の階級に昇進することができます。

高等科終了後、順調に昇進した場合には、採用後おおむね14年で看守長に昇進し、課長又は課長相当の職に就くことができ、刑務所長等の上級幹部に昇任する道も開かれています。また、海外への留学及び在外研究員としての派遣、職務に関連した研究を行う制度も広く設けられています。

### 経歴

- 平成 2年 大学卒業（文学部）
- 平成 2年 笠松刑務所保安課 看守採用
- 平成 3年 笠松刑務所分類課
- 平成 8年 任用研修課程中等科修了  
看守部長昇進  
笠松刑務所処遇部処遇部門
- 平成10年 任用研修課程高等科修了  
名古屋矯正管区総務課会計係
- 平成13年 和歌山刑務所処遇部統括矯正処遇官（処遇担当）
- 平成15年 栃木刑務所処遇部統括矯正処遇官（処遇担当）
- 平成18年 和歌山刑務所処遇部統括矯正処遇官（処遇担当）
- 平成20年 札幌刑務支所首席矯正処遇官
- 平成23年 和歌山刑務所処遇部首席矯正処遇官（企画担当）
- 平成24年 和歌山刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当）
- 平成26年 岩国刑務所処遇部長（現職）

私は、平成2年笠松刑務所で拝命し、看守として保安課（現処遇部門）で勤務した後、翌年には分類課（現企画部門分類）に配置換となりました。受刑者の生育歴等を聴き取り調査をする業務に従事しましたが、受刑者の生活環境、犯罪の背景はさまで私にとっては驚くことばかりでした。

分類での勤務が数年経過した後、処遇現場の経験が少なかったことから、いずれ処遇部門に異動になるのなら、初級幹部としての必要な知識や技能を身に付けた方が良いと思い中等科を受験しました。そして、刑務官という仕事を続けていくのであれば高等科を修了した方が業務の幅が広がると思ったのです。

高等科修了後は、主に処遇部門での勤務となり、女子施設の統括矯正処遇官、首席矯正処遇官を経験し、現在は、岩国刑務所（係長・主任矯正処遇官）で処遇部長として勤務しています。処遇部長は、受刑者の生活全般を監督している処遇部門及び受刑者の日々の作業、教育等について企画立案している企画部門を監督する立場なので、受刑者の今と過去の両方をみてその先の改善更生について考え、受刑者の成長や変化を直接目にすることができます。

私は、勉強も武道も得意ではありません。それでも刑務官の仕事が続けられるのは、これまで勤務した施設で多くの職員と出会い、助けられているからです。矯正施設の平穏な日々の裏には、献身的に働く職員が存在があります。現代の働く女性は、家事・子育て・介護等生活の中で種々の役割を担っていることから、私は、職員が仕事と家庭を気持ちよく両立できる環境を作り、皆が生き生きと業務に取組む状況を継続させられるように整えていきたいと思っています。

また、処遇部長の立場だからできることを大切に、施設が何を求めているのか、職員が何を求めているのか、適切に判断対応していきたいと思っています。

矯正監

矯正長

矯正副長

看守長

副看守長

副看守長

（矯正処遇官）

看守部長

主任看守

看守

階級章

私は刑務官採用試験ではなく国家公務員Ⅱ種試験から、平成21年1月に栃木刑務所に採用となりました。処遇部門での勤務を経て、平成24年に高等科研修を修了した後、少年院で1年間勤務し、平成25年4月から矯正局総務課矯正監査室において勤務しています。

現在の仕事は、被収容者から提出された不服申立ての処理を行っています。また、事案について、法務大臣が違法・不当なしと判断しようとする場合（いわゆる棄却しようとする場合）に「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（外部有識者）に案件を付議し、第三者の目から客観的に調査検討し、必要な提言をいただくところ、当該検討会に出席したりしています。

このような仕事を通して、被収容者からどのような不服が申し立てられ、その際にどのように許否判断すればよいか、当該判断等に対して第三者はどのような疑問・意見等を持つのか、それらの疑問等に対してどのように説明し、また、施設に還元していくかなど、多様な知識等を身に付けることができ、大変貴重な経験をさせていただいていると感じています。

私が、高等科研修の入所試験を受け、幹部を目指そうと考えたきっかけは、幅広く職務に携わりたいと考えたからです。現場において、人対人の関係の中、直接被収容者と対峙することは、矯正の最も大切な部分であることに間違いありませんが、今の仕事は、対被収容者との権利関係等において、現場施設ではどのような判断がなされ、どのような実情にあるのか、また、そのような実情は客観的にどのように評価されるかなど、これまでとは異なる視点から職務を眺めることができます。

高等科研修を修了すれば、幹部職員への道を歩むこととなりますが、2、3年おきの異動の度に新しい業務を担当することになるので、業務の内容・方法だけでなく、組織の運営等の観点から考え判断する能力等が求められるようになると思います。

私は、正直なところ、現在の業務に必死に取り組んでいるような状況であり、上記のような職務能力を身に付けるために、ますますの自己研さんが必要な現状です。しかしながら、今まで見てきた先輩方のように、頑張っている職員を支えられるような幹部になれるよう、根気強く頑張っていきたいと考えています。

これから女性刑務官を目指す皆さん、刑務官の仕事は決して楽ではありませんが、一緒に根気強く頑張っていきましょう。



### ある1日のスケジュール

- 9:00 ● 出勤し予定等確認
- 9:30 ● 勤務開始  
不服申立処理
- 11:00 ● 検討会準備
- 12:00 ● 昼食
- 13:00 ● 検討会
- 15:00 ● 検討会終了  
報告及び議事まとめ
- 17:00 ● 不服申立処理
- 18:15 ● 勤務終了  
残務処理
- 19:30 ● 退庁

### ある1日のスケジュール

- 7:30 ● 出室後の工場巡回
- 9:00 ● 処遇部ミーティング
- 9:30 ● 所長・部長ミーティング
- 12:15 ● 昼食
- 14:00 ● 巡回・処遇審査会等
- 16:30 ● 一日の報告を受ける
- 17:00 ● 退庁



誰でも、幹部を目指することができます。

### 経歴

- 平成16年 大学卒業（経済学部）
- 平成21年 栃木刑務所処遇部処遇部門  
看守部長採用（国家Ⅱ種）
- 平成22年 任用研修課程中等科修了
- 平成24年 任用研修課程高等科修了  
榛名女子学園
- 平成25年 矯正局総務課矯正監査室（現職）

## ■ 両立支援制度

仕事と育児・介護等の両立を支援する制度には次のようなものがあります。

両立支援策		制度の概要等
育 児 休 業 等	育児休業	(概要)子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 (期間)子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務	(概要)子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 (期間)子が小学校就学の始期に達するまで(勤務時間は週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択)
	育児時間	(概要)子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (期間)子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内(30分単位)
休 暇 制 度	産前休暇	(概要)6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 (期間)産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで
	産後休暇	(概要)出産した女性職員に与えられる休暇 (期間)出産の翌日から8週間(産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能)
	保育時間	(概要)生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 (期間)子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
	子の看護休暇	(概要)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 (期間)年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)
	短期介護休暇	(概要)配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられる休暇 (期間)年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)
	介護休暇	(概要)配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇 (期間)介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する6月以内の期間(1日又は1時間の単位(1時間を単位とする場合は1日4時間以内))
	早出遅出勤務	(概要)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度 (期間)子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
そ の 他	深夜勤務の制限	(概要)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務(超過勤務、宿日直勤務を含む。)を制限する制度 (期間)子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
	超過勤務の免除	(概要)3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 (期間)子が3歳に達するまで
	超過勤務の制限	(概要)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 (期間)子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
	深夜勤務及び時間外勤務の制限	(概要)妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度 (期間)妊産婦である期間
	健康診査及び保健指導のため職務専念義務免除	(概要)妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 (期間)妊産婦である期間
	業務軽減	(概要)妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡易な業務に就かせることを認める制度 (期間)妊産婦である期間
	通勤緩和	(概要)妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 (期間)妊娠中の期間、1日を通じて1時間を超えない範囲
	休息、補食のための職務専念義務免除	(概要)妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 (期間)妊娠中の期間

## ■ 給与等

刑務官については、給与等に関して一定の配慮がなされています。

### 給与・諸手当

刑務官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べて12%程度給与水準の高い公安職俸給表(一)(平成27年4月現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は、193,284円)が適用されます。このほかに、各種手当が支給されます。

### 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、主として交替制勤務(昼間勤務と昼夜間勤務があります。)に従事します。休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほか各種休暇が設けられています。

### 勤務地・制服・宿舎

勤務地については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用庁を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。制服は定期的な貸与されます。宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、宿舎費は原則として無料となります。

### 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡の場合には、共済年金制度の適用を受けることができます。